

○公平委員会証拠調に関する規則

制 定 昭和 46 年 5 月 8 日公平委規則第 7 号

（目的）

第 1 条 この規則は、松山衛生事務組合公平委員会（以下「委員会」という。）が行なう審理における証拠調に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（証拠調の原因）

第 2 条 証拠調は、当事者およびその代理人（以下「当事者等」という。）の申請または職権により行なう。

（証拠調の申請手続）

第 3 条 証拠調の申請をしようとする者（以下「申請人」という。）は、次の各号に定める申請書に必要事項を記載し、それぞれ 3 通を委員会に提出しなければならない。

(1) 証拠調申請書

(2) 証人調申請書

(3) 鑑定申請書

(4) 検証申請書

2 委員会は、不相当と認めるときは、証拠調の申請を受理しないことがある。

3 第 1 項の申請を受理したときは、その旨を申請人および相手方に通知するものとする。

（証人の呼出し）

第 4 条 証人の呼出しは、証人呼出し状により行なう。

（委員長の教示）

第 5 条 委員長は、証人に対し、宣誓前に宣誓の趣旨を教示し、かつ偽証をした場合には、罰せられる旨を警告するものとする。

（宣誓）

第 6 条 証人に行なわせる宣誓は別に定める様式によるものとし、これを朗読させ、署名させるものとする。ただし、文盲その他によりこれを読むことができないときは、この限りでない。

（証人尋問の順序）

7 第 7 条 当事者による証人の尋問は、次の順序によるものとする。

(1) 尋問の申出をした当事者の尋問（以下「主尋問」という。）

(2) 相手方の尋問（以下「反対尋問」という。）

(3) 尋問の申出をした当事者の再度の尋問（以下「再主尋問」という。）

2 委員会は、必要があると認めるときは、何時でも自ら証人を尋問することができる。

3 委員長は、職権による証人喚問についても適当と認めるときは、当事者に尋問を許可することができる。

（尋問の制限）

第8条 委員長は、質問が次に掲げる事項以外のもので適当でないと認めるときは、これを制限することができる。

(1) 主尋問の場合は立証すべき事項

(2) 反対尋問の場合は、主尋問に現れた事項およびこれに関連する事項ならびに証人の証言の信用力に関する事項

(3) 再主尋問の場合は、反対尋問に現れた事項およびこれに関連する事項

2 委員長は、質問が次に掲げるもの、その他これに準ずるもので適当でないと認めるときは、これを制限することができる。

(1) 具体的または個別的でない質問

(2) 誘導尋問

(3) 証人を侮辱し、または困惑させる質問

(4) すでにした質問と重複した質問

(5) 意見の陳述を求める質問

(6) 証人が直接経験しなかった事実について陳述を求める質問

（鑑定）

第9条 鑑定には、第4条より第7条までの規定を準用する。

（検証）

第10条 検証は、委員会が日時および場所を特定して行うものとする。

2 委員会は、必要があると認めるときは、検証物の提出を求めることができる。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和46年4月1日から適用する。